

# サービス学会出版委員会 論文査読規程

(目的)

第一条 本規定は、サービス学会が出版する各論文誌における査読の方法を定める。

(論文採録可否の決定)

第二条 論文誌編集委員会規定の定めにより選定された編集長および編集委員は、投稿された論文について、本規定に基づいて内容の審査を行い、当該論文の採録の可否を決定する。

(査読評価項目)

第三条 査読対象となった論文は、以下の項目に基づいて、総合的な評価を行い論文誌への掲載可否を決定する。

- (A) 学術性： 学術の発展に寄与する新たな知見が含まれていること。
- (B) 有用性： 経済・社会の発展に寄与する有用な知見が含まれていること。
- (C) 革新性： 新しい学術・技術領域、新規概念、あるいは異分野融合などの新規方法論をもとにした革新に富むアイデアが提起されていること。

(担当編集委員の決定)

第四条 新規に投稿された論文に対して担当編集委員を定める。担当編集委員は、編集委員の中から編集長が選出する。

(担当編集委員の業務)

第五条 担当編集委員の業務を次のように定める。

- (1) 担当編集委員は、担当する論文を査読する者（以下、査読者）を推薦する。編集長の承認を経て査読者が決定されれば、速やかに、査読者に査読依頼を行う。
- (2) 担当編集委員は、担当論文の査読状況を把握し、滞りなく査読が行われるよう努める。
- (3) 担当編集委員は、査読者から提出された査読内容を取りまとめ、採録に関する判定案を論文誌編集委員会へ提出する。
- (4) 担当編集委員は、論文内容の照会や論文原稿の修正（以下、照会）が必要な場合、著者に照会を行う。

(論文誌編集委員会の業務)

第六条 論文査読に係る論文誌編集委員会が担う業務を次のように定める。

- (1) 担当編集委員から提出された判定案の審議  
当該論文の内容と査読者から提出された査読内容をもとに、担当編集委員から提出された判定案が適切かどうか、論文誌編集委員会で審議する。承認が得られない場合は、修正を求めることができる。
- (2) 論文掲載可否の最終決定  
本規定第三条等で定められた認定基準に従い、投稿された論文掲載の最終的な可否を決定する。
- (3) 異議申し立ての処理  
論文掲載の可否の決定に関して、著者からの異議申し立てがあった場合には、論文誌編集委員会で慎重な審議の上、これを処理する。
- (4) 編集長が必要と認める事項  
その他、編集長が必要と認める事項を論文誌編集委員会の業務とする。

(査読者の業務)

第七条 査読者の業務を以下の通り定める。

- (1) 論文種類の妥当性の評価査読者は、投稿された論文の内容を参考に、著者が選択した論文種類（原著論文、研究ノート）が妥当であることを考慮しながら査読を行う。
- (2) 査読結果の提出  
査読者は第三条の認定基準に基づいて論文を精読し、1ヶ月以内に査読の結果について報告を行う。査読結果として選択できる評価は、採録可 (Accept)、要修正 (Revise)、採録不可 (Reject) の3種類のみとする。照会が必要な場合に限り、要修正 (Revise) を選択すること。
- (3) 照会後の査読結果の提出  
著者から提出された回答書と修正原稿をもとに、修正原稿に対する査読結果を提出する。提出方法については、第七条(2)に従う。

附則

- 1 この規定の変更は理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規定は2024年2月6日より施行する。

2023年3月3日 サービス学会理事会制定

2024年2月6日 サービス学会理事会改定